

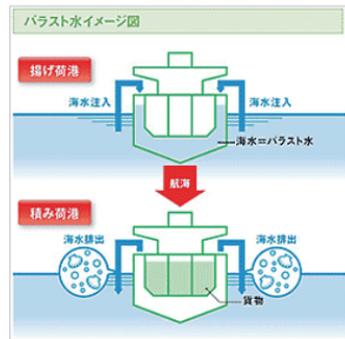


## 《将来に向けた取組方針》

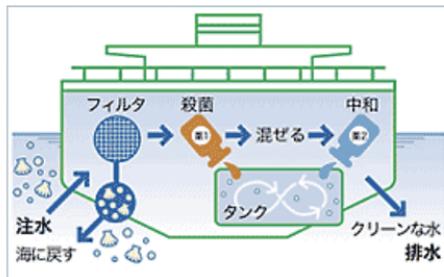
当社は船の調達／運航／処分の全過程において生物多様性に影響を与える可能性があることを認識し、グループの環境方針に基づき様々な対策を実施しています。海洋環境に影響を及ぼす水生生物の越境移動を防止するために2004年に採択、2017年発効のバラスト水管理条約に先駆けて、国土交通省の型式承認を受けたバラスト水処理装置を2010年から搭載し、今後も保有・管理する船舶への搭載を進めていきます。また2009年に採択されたシップリサイクル条約については、条約発効前に「安定的な解撤スペースの確保」と「人と環境に優しい解撤実施」を基本に独自の解撤方針・解撤ヤード設定基準を定め運用を開始しています。

## 〈具体的取組み事例〉

海洋環境に影響を及ぼす水生生物の越境移動を防止するために、IMO（国際海事機関）において、2004年にバラスト水管理条約が採択され、2017年9月に発効しました。当社グループでは、当該条約の発効に先駆けて、国土交通省の型式承認を受けたバラスト水処理装置を2010年から搭載し、2019年3月末現在100隻への搭載が完了しています。また、水生生物が船に付着し海域を移動することを防止するために船底クリーニングを頻繁に行っています。



## 【バラスト水処理装置の仕組み】



## 【船底クリーニングの様子】

